

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第8号

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市立学校給食調理員の給与に関する規則(以下「規則」という。)

第1条第1項の給料表の適用を受ける者(職務の級が1級である者及び規則第2条第1項に規定する再任用給食調理員を除く。以下「給食調理員」という。)に支給する給料の額について、規則の特例を定めるものとする。

(給料の額の特例)

第2条 令和3年7月1日から令和4年3月31日までの間における給食調理員の給料の額は、規則の規定にかかわらず、規則の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の2.5を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)